

令和 7 年度江東区バリアフリー基本構想改定支援業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和 7 年度江東区バリアフリー基本構想改定支援業務委託

2 業務の趣旨

本業務は、江東区交通バリアフリー基本構想を江東区バリアフリー基本構想として改定するにあたって必要な業務支援を目的とする。

江東区バリアフリー基本構想の改定にあたっては、平成 18 年に策定した江東区交通バリアフリー基本構想における重点整備地区（東陽町地区・南砂町地区）の進捗状況を整理し、評価を行う。また、新たに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という）に基づき、江東区全域を重点整備地区・バリアフリー整備推進地区から構成される移動等円滑化促進地区として定め、それぞれの地区ごとの現況調査を行い、移動等円滑化促進方針及び基本構想が一つになった計画としてとりまとめることを目指し、方針および骨子案を検討・作成する。

なお、計画の改定にあたっては、バリアフリー法、障害者差別解消法の改定を踏まえて、発展的に見直しを行うこととする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※基本構想の改定は令和 7 年度から令和 8 年度の 2 か年で行う

4 履行場所

江東区指定場所

5 業務の指示・監督

- (1) 業務全般に渡り受託者は区と綿密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに本仕様書等に明記していない事項については、区と前もって協議し、その指示に従うこと。

6 委託業務の内容

令和7年度については、江東区バリアフリー基本構想を改定するための支援を以下のとおり行うこと。

(1) 打合せ協議

ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、適宜、打ち合わせを行うものとする。なお、打ち合わせの方法は原則対面で、区が指定する場所で行うこととして、打ち合わせに使用する資料は、受託者が参加人数分を用意する。また、打ち合わせ後には会議録を電子データで作成の上、提出すること。

(2) 計画および準備

ア 契約締結後、検討開始から計画改定までの検討体制、検討内容等の業務計画を作成のうえ、速やかに区へ提出し、業務の着手前に区の了解を得ること。

イ 本業務スケジュールについては、別紙「江東区バリアフリー基本構想改定スケジュール（案）」を参考にして、作成すること。

(3) 上位・関連計画、本構想の位置づけの整理

ア バリアフリー法に基づく計画とする。

イ 「江東区長期計画 令和2～11年度（R2.3）」、「江東区長期計画（後期）（R7.3）」、「江東区都市計画マスタープラン2022（R4.3）」を上位計画として、都や区の関連する条例や計画を踏まえて整理し骨子（案）を作成すること。

（都の関連する条例の一例）

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）、東京都福祉のまちづくり条例

（区の関連する計画の一例）

地域福祉計画、高齢者地域包括ケア計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、公共施設等総合管理計画、交通安全計画、道路網整備計画、無電柱化推進計画、教育推進プラン・江東、学校施設の将来ビジョン、観光推進プラン、公共サインガイドライン・整備計画、職員研修実施計画

(4) バリアフリー化の現状と課題の整理・分析

ア バリアフリー法やその他の上位・関連計画等を踏まえて、本区におけ

- るバリアフリー化の進捗状況や課題、その要因を分析すること。
- イ 現状と課題の整理・分析の対象範囲は江東区全域を対象とする。
 - ウ イで課題整理を行った結果をもとに、重点整備地区を選定するための基礎資料を作成すること。
 - エ 江東区交通バリアフリー基本構想により重点整備地区とした「東陽町地区・南砂町地区」は、成果と課題を明らかにすること。なお、成果を明らかにするにあたっては、区は保有するデータをできる範囲で提供する。
 - オ 江東区交通バリアフリー基本構想により重点整備地区とした「南砂町地区」において特定事業として位置付けた「やさしいまちの誘導システム」については特に今後の在り方を含め、6の(9)に示すユニバーサルデザインまちづくりワークショップにて評価を行うこと。
- (5) バリアフリー化の基本方針の検討
- ア (4)を踏まえて、改定に向けた課題を整理するとともに、今後、区を目指すバリアフリー化の基本的な方針を検討すること。
 - イ アに示す基本方針の実現するために、公共交通や道路、都市公園、教育啓発など、バリアフリー化の分野別の方針を検討すること。
- (6) 区民アンケートの実施支援
- (4)に示すバリアフリー化の現状と課題の整理・分析および(5)の基本方針の検討にあたっては、高齢者や障害当事者等の意見を反映させるため、区民アンケートを実施する。高齢者団体・障害者団体を通じた調査を基本として、目標配布数を1,000部程度とする。受託者は生じた郵送費を負担するとともに、アンケートの作成、印刷、配布、回収、分析などの業務支援を行うこと。
- (7) (仮称) 地域公共交通推進協議会の運営支援（1回程度）
- ア 江東区バリアフリー基本構想の改定にあたり、区民団体、公共交通事業者、学識経験者等を委員とする(仮称) 地域公共交通推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置、開催する。協議会はバリアフリー法に基づく法定会議としての位置付けであり、基本構想の作成又は変更について協議を行い、基本構想の推進に関する関係機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。なお、この協議会の委員は、区が依頼、委嘱する。

- イ 協議会の設置にあたって、検討体制、検討内容、運営方法を検討すること。
 - ウ 協議会の開催においては、説明資料の作成・印刷、会場運営、会議録および開催報告資料の作成などの支援を行うこと。
 - エ 協議会の委員に就任するものに、障害等により特別な配慮を要する者がいる場合には、区と協議のうえで必要な情報保証を図ること。
 - オ 協議会の委員の謝礼および会場使用料は、区が負担する。
 - カ 6の(7)、(8)、(9)、(10)に記載した会議体相互の関連性は別紙「(仮称)地域公共交通推進協議会議等の推進体制(案)」を参考にすること。
- (8) (仮称) バリアフリー推進会議の運営支援(2回程度)
- ア (6)の区民アンケートの効果を高め、当事者団体等の意見を広く収集し計画に反映させることを目的として、バリアフリー推進会議(以下、「推進会議」という)を開催する。なお、推進会議の構成員は学識経験者、連合町会・老人クラブ・商店街連合会・障害当事者の関係団体、観光協会、社会福祉協議会等の会員を予定している。また、構成員は10名程度として区が決定、依頼を行う。
 - イ 推進会議の開催にあたって、実施体制、実施内容、実施方法を検討すること。
 - ウ 推進会議の開催においては、説明資料の作成・印刷、会場運営、会議録および開催報告資料の作成などの支援を行うこと。
 - エ 推進会議に参加するものに、障害等により特別な配慮を要する者がいる場合には、江東区と協議のうえで必要な情報保証を図ること。
 - オ 推進会議の委員の謝礼および会場使用料は、区が負担する。
- (9) ユニバーサルデザインまちづくりワークショップの運営支援(3回程度)
- ア 江東区バリアフリー基本構想の改定にあたり、これまで多年に渡り、江東区のまちづくり行政に携わってきた、障害当事者およびその介助者からなる「江東区やさしいまちづくり相談員」(15名程度)および、公募区民等(20名程度)から広く意見を募ることを目的として、ユニバーサルデザインまちづくりワークショップ(以下、「ワークショップ」という)を開催する。なお、参加者については区が募集、決定を行う。

- イ ワークショップの開催にあたって、実施体制、実施内容、実施方法を検討すること。
- ウ 効果的に意見を収集できるよう、まち歩きなど運営方法を柔軟に工夫するほか、参加者の相互理解や合意形成が図れるようファシリテーターを派遣し運営を進めること。
- エ ワークショップの開催においては、説明資料の作成・印刷、会場運営、会議録および開催報告資料の作成などの業務支援を行うこと。
- オ ワークショップに参加する者に、障害等により特別な配慮を要する者がいる場合には、区と協議のうえで必要な情報保証を図ること。
- カ ワークショップは土曜日、日曜日及び祝日の開催を原則として、平日に開催する必要があるときには、区と協議のうえで決定すること。
- キ ワークショップに参加する者に謝礼金が生じる場合および会場使用料は、区が負担する。
- (10) 庁内検討会の運営支援（４回程度）
 - ア 会議で使用する資料の作成および印刷を行うこと。
 - イ 検討会に出席し、庁内の意見の収集・調整の支援を行うこと。
 - ウ 会議録を作成し、データで提出すること。
- (11) 学識経験者および関係機関との協議・調整にかかる業務支援
 - ア (7)で示す協議会、(8)で示す推進会議、(9)で示すワークショップ、(10)で示す庁内検討会の開催にあたり、学識経験者および関係機関との調整が必要な場合に、協議・調整のための支援を行うこと。
 - イ 会議で使用する資料の作成および印刷を行うこと。
 - ウ 検討会に出席し、関係者との調整の支援を行うこと。
 - エ 会議録を作成し、データで提出すること。
- (12) 江東区バリアフリー基本構想（骨子案）の作成
 - ア 上記を踏まえて、令和７年１２月上旬までに「骨子案」として作成すること。

7 成果品の提出

委託期間中に区へ提出することとした各種資料のデータおよび成果物として区へ３月中旬までに納品すること。

- (1) 江東区バリアフリー基本構想改定（骨子案） ５部（カラー印刷）

- (2) 江東区バリアフリー基本構想改定（骨子案）の電子データ（CD-R） 1枚
- (3) 業務報告書一式 5部（カラー印刷）
- (4) 業務報告書の電子データ（CD-R） 1枚

8 費用負担

本業務委託にかかる費用負担については以下のとおりとする。

- (1) 本業務委託に際して生じる一切の費用は、本仕様に特段の記載があるものを除き、すべて受託者の負担とすること。
- (2) そのほか、本業務委託を遂行するうえで、性質上当然実施しなければならないものおよび軽微な事項で、本仕様書に記載のない附随的業務は受託者の負担において行うこと。

9 受託者の責務

本業務委託にかかる受託者の責務については以下のとおりとする。

- (1) 受託者は常に善良なる管理技術者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行うこと。
- (3) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。契約の解除及び期間満了後においても同様である。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託しないこと。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区への申請を必要とする。
- (5) 本契約業務に関するデータを保存した記憶装置及び記憶媒体を破棄する際は、物理的な破壊または磁気的な破壊によることとし、これについて誓約書を提出すること。特に、個人情報については、区の定める「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守すること。
- (6) 受託者は、暴力団等排除について、区の定める「江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。
- (7) 受託者は、自動車の使用について、区の定める「自動車の使用に関する特記仕様書」を遵守しなければならないものとする。

10 支払方法

本業務委託にかかる受託者との契約金の支払いについては、以下のとお

りとする。

受託者は業務完了後に速やかに、区の担当者による検査をうけ、「完了届」、「請求書」を提出すること。区は書類を正式に受理した場合、その日から起算して30日以内に指定口座への振り込みを行うこととする。

1 1 その他

- (1) 受託者は、区担当者との打合せを密にし、業務の進捗に支障のないように注意すること。また、本仕様書に記載した支援を行う際には、事前に区の担当者と十分協議の上実施すること。
- (2) この業務により完成した成果物の著作権等の権利は、全て区に帰属するものとし、無断で他の目的に使用しないこと。
- (3) 本契約において、国土交通省及び東京都における社会資本整備総合交付金及び都補助金を活用するため、それら補助金に係る関係資料等の作成について、区と協議の上、決定するものとする。
- (4) 受注者は本業務委託完了後、1年間において、成果品に契約に不適合な部分が発見された場合は、受注者の負担により、区の要請に基づき、速やかに成果品の訂正、補足その他の措置を講じること。
- (5) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合、その都度双方協議のうえ、実施すること。

1 2 連絡先

江東区都市整備部都市計画課（都市計画担当（ユニバーサルデザイン））

電 話 ： 0 3 （ 3 6 4 7 ） 9 7 8 1

F A X ： 0 3 （ 3 6 4 7 ） 9 0 0 9

E-mail ： ud@city.koto.lg.jp